

京都市告示第 78 号

計量法第21条第2項の規定に基づき、質量計定期検査を行います。

平成19年6月1日

京都市長 榊 本 頼 兼

- 1 定期検査を行う区域
東山区, 北区, 伏見区, 上京区, 中京区
- 2 検査の対象者
 - (1) ひょう量500kg超5t未満のものを使用するもの
 - (2) 20台以上の質量計を使用し、質量計の所在の場所での検査を希望するもの
- 3 定期検査の実施の期日
平成19年7月1日から8月10日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。

(計量検査所)